

第 2 次実行計画

尾鷲市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

令和 3 年 4 月

尾鷲市

目 次

第 1 章	計画の基本的事項	1
1	目的	1
2	計画期間	1
3	対象範囲	1
4	計画で用いるガイドライン等	1
5	対象とする温室効果ガス	2
第 2 章	温室効果ガス排出量の目標	3
1	方針	3
2	目標	4
第 3 章	取組内容	5
1	職員共通の取組	5
2	事務局の取組	6
第 4 章	計画の進行管理	7
1	推進体制	7
2	進行管理の仕組み	8
参考資料		
1	尾鷲市地球温暖化対策等委員会設置要綱	
2	対象組織・施設等一覧	
3	各種様式類	

第1章 計画の基本的事項

1. 目的

尾鷲市では、『地球温暖化対策の推進に関する法律』に基づき、庁内の省エネ・省資源、廃棄物の減量化などに関わる取組を推進し、温室効果ガス排出量を削減することを目的に、「第2次尾鷲市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下、「第2次実行計画」という。）を策定し、取組を推進していきます。

地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条(抜粋)

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

2. 計画期間

2021年度から2030年度の10年間を計画期間とします。

なお、本計画の基準年度は、2013年度とします。

3. 対象範囲

「第2次実行計画」の対象範囲は、尾鷲市役所の全事業拠点の事務及び事業とします（参考資料参照）。

4. 計画で用いるガイドライン

本計画は、環境省の「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・改訂のための手引き」、及び「実行計画策定マニュアル及び温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」、並びに環境省・経済産業省の「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」に従って策定します。

また、本計画で用いる温室効果ガスの排出係数は、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」に基づく排出係数を活用し、本計画で用いる温室効果ガス排出量の単位は、二酸化炭素換算で積算します。

5. 対象とする温室効果ガス

本計画では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項が対象としている二酸化炭素、一酸化二窒素、メタン、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7種類の温室効果ガスを対象としました。

ただし、第2次計画では、二酸化炭素を対象とします。

計画の対象とする温室効果ガス

種類	排出源	温室効果ガス排出量算定の対象
二酸化炭素 (CO ₂)	化石燃料の燃焼	ガソリン、軽油、灯油、重油、 液化石油ガスの使用量
	他人から供給された 電気、熱の使用	電気使用量、熱使用量

第2章 温室効果ガス排出量の目標

1. 方針

尾鷲市では、温室効果ガス排出量を削減していくために、次の方針で取り組んでいきます。

基本理念

尾鷲市は、自然に恵まれ、住む人や訪れる人々の心をなごませ、安らぎと潤いのある空間が町への愛着心の源となるかけがえのない財産となっています。

この豊かな自然を守り育てていくために、尾鷲市では、「第2次実行計画」を策定し、温室効果ガスの削減や省エネ・省資源を推進すると共に、環境法・条例等を順守します。

基本方針

1. 日常的な取組の推進

職員一人ひとりが事務事業の執行の中で、限りある資源を有効活用するため、温室効果ガスの削減や、省エネ・省資源に取り組み、環境法令順守に努めます。

2. 継続的な改善の実施

温室効果ガスの排出状況を適切に把握し、継続的な改善を行いながら、目標の達成に向けた取組みを推進していきます。

3. 取組の公表

温室効果ガス排出量の実態及び取組成果等を、市内外に広く公表し、市民・事業者への率先垂範となることを目指します。

令和3年4月1日 尾鷲市長 加藤 千速

2. 目標

尾鷲市は、2016年4月に「第1次尾鷲市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、市役所等から出る温室効果ガス総排出量を、2020年度までに、2009年度比で25%の削減を目標に掲げ取り組んできました。

その結果、2019年度末において34.9%の削減（2009年度比）が図られております。（※「資料4 温室効果ガス排出量実績」をご参照ください。）

「第2次実行計画」においては更なる削減に取り組むべく、国の削減目標である2030年度において2013年度比39.8%減（業務その他部門）、三重県の削減目標である2030年度までに2013年度比で40%削減（事務・事業）などを参考に、尾鷲市における削減目標は市役所等から出る温室効果ガス総排出量を、2030年度までに、2013年度比で40%削減することを目指します。

目 標

尾鷲市職員は、全員が各自の役割に努め、協力して、
2030年度末までに、温室効果ガス排出量を40%削減します。

第3章 取組内容

1. 職員共通の取組

第2次計画では、職員ひとり一人の環境配慮意識の向上が重要であり、次に示す取組を励行することが重要です。

【日常業務に関する取組】

項目	取組内容
空調	・ 空調設定温度・湿度の適正化
	・ 使用されていない部屋の空調停止
	・ 換気運転時間の短縮等の換気運転の適正化
給排水・給湯	・ 冬季以外の給湯供給期間の短縮
照明	・ 照明を利用していない場所におけるこまめな消灯
	・ 照明を利用していない時間帯におけるこまめな消灯
事務機器	・ 使用しない時間帯における電源の遮断
公用車	・ エコドライブの推進

参考:環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」-業務部門における排出の抑制等

【省資源の推進】

項目	取組内容
用紙類	・ 両面コピー、裏面利用の徹底
	・ 資料の共有化や簡略化
	・ 庁内情報システムの有効利用
廃棄物 リサイクル	・ 職場のごみ箱の撤去。不用意なゴミの削減
	・ 排出ゴミの分別促進、資源化促進
	・ 封筒、ファイルなどの再利用促進
	・ プリンタのトナーカートリッジの回収とリサイクル推進
物品購入	・ グリーン購入の推進

参考:環境省 HP 温室効果ガス「排出抑制等指針」-業務部門における排出の抑制等

2. 事務局の取組

尾鷲市地球温暖化対策等委員会事務局は、関係各所の取組実態の報告を受けながら、温室効果ガスの削減に資する次の取組みも検討していきます。

① 職員等の意識啓発活動の推進

尾鷲市全庁的に温室効果ガス削減の推進を定着化させるには、継続的な意識啓発が欠かせません。尾鷲市地球温暖化対策等委員会事務局は、温室効果ガス削減だけでなく、省エネや節電、ごみ減量化等の職員が理解し易い表現を含め、職員向けの説明や関連するポスター等の掲示など、様々な手段で職員等への意識啓発活動を推進します。

② 活動実績のとりまとめと公表

尾鷲市地球温暖化対策等委員会事務局は、各課等の所管施設等でのエネルギー使用量やその他の取組結果および今後の計画等をとりまとめ、尾鷲市地球温暖化対策等委員会に報告する。

また、尾鷲市地球温暖化対策等委員会事務局は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、措置及び施策の実施状況について、住民に分り易い形で公表します。

③ 温室効果ガス削減(抑制)対策の検討

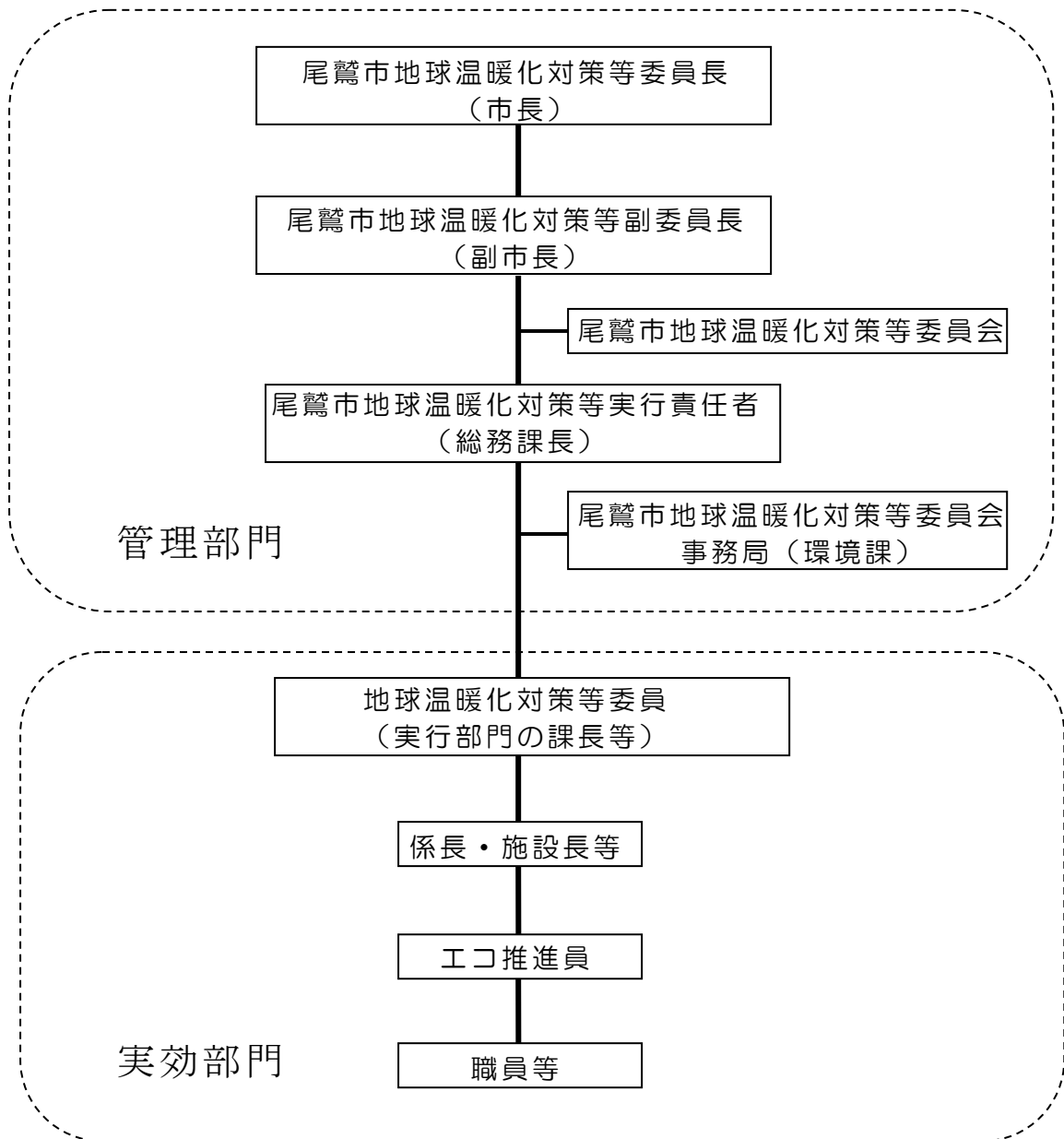
年度ごとの温室効果ガス排出量の削減(抑制)状況に基づき、更なる取組の推進に資する対策を検討します。また、次期計画では、本計画以上に温室効果ガス排出量を削減(抑制)することになります。

第4章 計画の進行管理

1. 推進体制

「第2次実行計画」は、次の体制で実施します。
詳細は「尾鷲市地球温暖化対策等委員会設置要綱」に定めます。

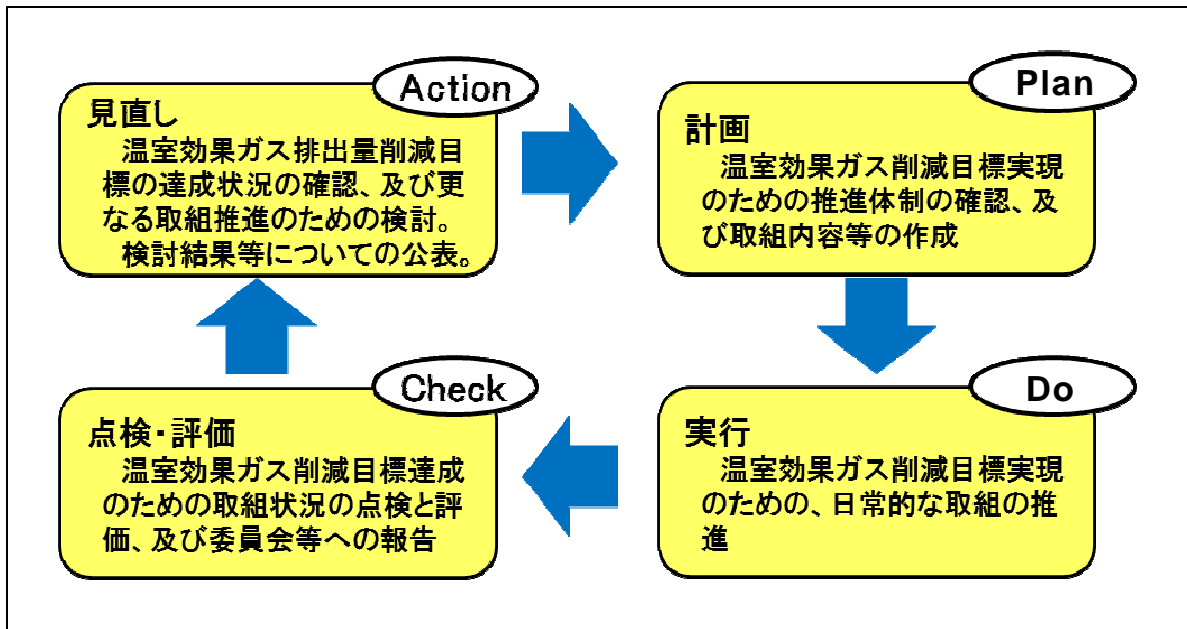
推進体制図



2. 進行管理の仕組み

「第2次実行計画」の仕組みは次のとおりです。

進行管理の仕組み図



①計画（Plan）

課長等は、第2章に示した温室効果ガス排出量の目標を達成するために、本計画の重要性、及び第3章に示した取組の励行等について係長・施設長等、及び職員等に周知徹底を図り、事務執行の際の温室効果ガス排出量削減(抑制)に関する取組を励行する。

また、課長等はエコ推進員を課内より1名選出し、年に1回事務局に報告する。

②実行（Do）

係長・施設長等、及び職員等は、課長等の指示に基づき、事務執行の際に「職員共通の取組」の事項を着実に実施し、温室効果ガス排出量の削減(抑制)に務める。

③点検・評価（Check）

【エコ推進員の実施事項】

エコ推進員は、年度ごとに担当課におけるエネルギーの使用量を調査表に記録し、係長または施設長に報告する。

【係長・施設長等の実施事項】

係長・施設長等は、エコ推進員の報告を踏まえて、所管の取組を総括するとともに、所管の設備機器の利用状況（改修・更新等）を把握後、年に1回所管のエネルギー使用量を記録し、課長等に報告する。

【課長等の実施事項】

課長等は、係長・施設長等からの報告を踏まえて、課内の取組を総括し、「所属所管財産のエネルギー使用量調査表」に記入し、年に 1 回事務局に提出する。

【尾鷲市地球温暖化対策等委員会事務局の実施事項】

尾鷲市地球温暖化対策等委員会事務局は、課長等から提出された「所属所管財産のエネルギー使用量調査表」の集計を行い、温室効果ガス排出量の状況を取りまとめて、年に 1 回、活動総括報告書を作成し、地球温暖化対策等実行責任者（総務課長）に報告する。

④見直し（Action）

地球温暖化対策等実行責任者（総務課長）は、尾鷲市地球温暖化対策等委員会事務局からの報告を踏まえて、各課等における実行計画の進捗状況を総括し、年に 1 回尾鷲市地球温暖化対策等委員会に報告する。

尾鷲市地球温暖化対策等委員会は、地球温暖化対策実行責任者（総務課長）の報告を踏まえて、毎年、計画の進捗状況や取組成果等を総括し、必要に応じて計画の見直しを行う。

⑤実績の公表

尾鷲市地球温暖化対策等員委員会事務局は、尾鷲市地球温暖化対策等委員会の結果を含め、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、措置及び施策の実施状況について、住民に分り易い形で公表する。

資料1 尾鷲市地球温暖化対策等委員会 設置要綱

(設置)

第1条 「尾鷲市地球温暖化対策実行計画」(以下、「実行計画」という。)を策定し、及び推進するために、「尾鷲市地球温暖化対策等委員会」(以下、「対策委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 対策委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 地球温暖化対策実行計画の策定・推進に関すること。
- (2) 環境マネジメントシステムの管理運営に関すること。
- (3) その他、必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長、事務局長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。委員長は市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。副委員長には、副市長をもって充てる。
- 4 実行責任者は、事務局からの報告を踏まえて進捗状況を総括し、委員会に報告する。実行責任者は、総務課長をもって充てる。
- 5 事務局長は、事務の取りまとめを行う。事務局長は環境課長をもって充てる。
- 6 委員は、尾鷲市役所処務規程に規定する課長をもって充てる。

(委員会)

第4条 委員会の会議は、委員長が召集し、主催する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 委員会は、必要に応じて、部会を設置することができる。

(部会)

第5条 部会は、委員長から下命された事項について調査検討し、その結果を委員会に報告する。部会長及び部会員は、職員のうちから委員会が指名する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、環境課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

資料2 対象組織・施設等一覧

※省略

資料3 各種様式類

※省略

参考資料 温室効果ガス算定排出量経年変化

※省略